

10の秘選定基準

国税当局が富裕層の課税強化に乗り出している。1月に所得税や相続税の最高税率を引き上げ、7月には有価証券1億円以上の保有者の海外移住による課税逃れを防ぐ「出国税」を導入した。国の借金が1000兆円を超えるなか、「取れるところから取る」という強い姿勢が垣間見える。国税当局が注視する富裕層(大口資産家)とは。その選定基準が取材で明らかになった。

国税照準「富裕層2万人」

このため、複数の国税OBらに取材した結果、「継続2管理事案」という区分で管理するため、大口資産家はそう呼ばれている。ある国税OBは「各税務署は継2の個人調査ファイルを作り、資産状況や資金の流れを厳密に管理している。東京都心なら1税務署当たり500件以上はあるはずだ」と明かす。

「7年一巡」目安

主な基準は「経常所得の合計金額1億円以上」「相続(遺贈)財産5億円以上」「有価証券の年間配当等の収入金額4千万円以上」「所有株式800万株(口)以上」「貸金の貸付元本1億円以上」など。

「継2(けいに)」。税務署では大口資産家の資産状況などの資料を「継続2管理事案」という区分で管理するため、大口資産家はそう呼ばれている。ある国税OBは「各税務署は継2の個人調査ファイルを作り、資産状況や資金の流れを厳密に管理している。東京都心なら1税務署当たり500件以上はあるはずだ」と明かす。

- 大口資産家の主な選定基準
- ①有価証券の年間配当4000万円以上
  - ②所有株式800万株(口)以上
  - ③貸金の貸付元本1億円以上
  - ④貸家などの不動産所得1億円以上
  - ⑤所得合計額が1億円以上
  - ⑥譲渡所得及び山林所得の収入金額10億円以上
  - ⑦取得資産4億円以上
  - ⑧相続などの取得財産5億円以上
  - ⑨非上場株式の譲渡収入10億円以上、または上場株式の譲渡所得1億円以上かつ45歳以上の者
  - ⑩継続的または大口の海外取引がある者、または①～⑨の該当者で海外取引がある者

※取材に基づいて作成

課税強化でにらみ合い

「支払調書」などの資料を基に対象者を抽出。その中から保有資産の収益性や流動性が高い人物を重点対象としてリストアップし、「7年一巡」を目安に税務調査しているという。

別の国税OBは「富裕層の多い東京では対象者を絞り込むため設定金額を高く設定している。地方では東京の半額程度でも対象者になる可能性が大きい」と指摘する。今

回は「コメントは差し控える」としている。

真相深層

では、大口資産家は国内に何人いるのか。正確な統計はないが、2013年の国税庁の申告所得3年の国税庁の申告所得標準本調査によると、申告納税者のうち所得1億円超は約1万6千人。高額の財産を相続した人な

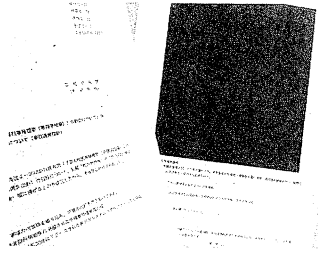
納税額の18% 所得1億円超の納税者は、約62.3万人の納税者全体のわずか0.3%にすぎないが、納めた所得税額は全体の18.3%に当たる9820億円に上った。富裕層は国内外に資産を持ち、高度な節税対策を講じているケ

納税額の18%

は、約62.3万人の納税者全体のわずか0.3%にすぎないが、納めた所得税額は全体の18.3%に当たる9820億円に上った。富裕層は国内外に資産を持ち、高度な節税対策を講じているケ

各税務署では約10年前まで所得税などを担当する「個人課税部門」と、

一部が「黒塗り」された国税庁の資料



(高岡憲人)